

# 平成30年度 就園奨励費補助金について

◆この補助金は所得制限があります

◆補助金額は世帯の区分と対象園児が何番目の子どもかということに基づき決定します

◆年度途中の入退園者や休園者については、保育料を納入した月数に応じ、次の計算式で算定した額(100円未満四捨五入)が交付額です(中野区内に住所があり、転園した場合を除く)  $\text{補助金額(年額)} \times (\text{保育料納入月数} + 3\text{月}) \div 15\text{月}$

◆年度途中に中野区に住民登録が無くなった場合などは、保育料を納入した月数に応じ、次の計算式で算定した額(100円未満四捨五入)が交付額です  $\text{補助金額(年額)} \times \text{保育料納入月数} \div 12\text{月}$

◆平成30年1月1日時点で国外に居住していたために同30年度の市区町村民税が課税されていない場合は、同29年中の所得が確認できる資料により世帯の区分を判定します

◆課税自治体が指定都市の場合は、住宅借入金等特別税額控除額を控除する前の所得割課税額に8分の6を乗じた額(1円未満切り捨て)で世帯の区分を判定します

## 1 所得階層ごとの補助金限度額

世帯の区分 (平成30年度市区町村民税所得割額) ★世帯構成員全員の合計額 ★住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額		就園奨励費補助金(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
I	生活保護世帯	308,000円		
II	市区町村民税非課税世帯	272,000円	308,000円	308,000円
III	市区町村民税所得割非課税世帯(均等割3,500円のみ課税)			
IV	市区町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯			
V	市区町村民税所得割課税額が211,200円以下の世帯			
VI	上記区分以外の世帯	—	154,000円	

## 2 ひとり親世帯等の特例限度額 ★世帯の区分 I・V・VIの場合は上記1参照

世帯の区分 (平成30年度市区町村民税所得割額) ★世帯構成員全員の合計額 ★住宅借入金等特別税額控除等を控除する前の額		就園奨励費補助金(年額)		
		第1子	第2子	第3子以降
II	市区町村民税非課税世帯	308,000円		
III	市区町村民税所得割非課税世帯(均等割3,500円のみ課税)	308,000円		
IV	市区町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	272,000円	308,000円	

## 子どもの数の数え方

保護者と生計を一にしている子どものうち	世帯の区分 I～IVの世帯	何番目の子どもか(年齢上限無し)
	世帯の区分 V・VIの世帯	保護者の小学校3年生までの子どものうち、何番目の子どもか

## ひとり親世帯等の特例とは

保護者または保護者と同じ世帯の人が下記のいずれかに該当し、世帯の区分 II～IVの世帯に適用する特例。

- ◆ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者の無い者で現在、児童を扶養している者
- ◆ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ◆ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ◆ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅の者に限る)
- ◆ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅の者に限る)
- ◆ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者(在宅の者に限る)
- ◆ 区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者